

## 【広告物の種類及び解釈】

広告物の種類	解 釈
広告板	木、金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、土地に建植され又は建築物その他の物件に取り付けられ、広告表面板が板状であるものをいう。
広告塔	木、金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、土地に建植され又は建築物その他の物件に取り付けられ、広告表面板を含め、その構造が多角柱、円柱等の立体構造であるものをいう。
壁面広告物	建築物の外壁面を利用して設置し、又は外壁面に表示されたものをいう(壁面突出広告であるものを除く。)
壁面突出 広告物	建築物の外壁面から突き出して取り付けられる広告板等をいう。
はり紙	紙等に印刷又は手書きされたもので、建築物その他工作物等に、押しピン、テープ、糊等により貼り付けられたものをいう。
はり札	ベニヤ板、プラスチック板、ボール紙等の簡易な材質の板に紙を貼ったもの又は木、金属等の板に直接塗装したものを、建築物その他工作物等に、ひも、針金等でつるし、又はくくり付ける等容易に取り外すことができる状態で取り付けられたものをいう。
立看板	木枠、ベニヤ板、プラスチック板等の軽易なものに紙張り若しくは布張りし、又は木、金属等の板に直接塗装したものを、容易に取り外すことができる状態で立て、又は建築物その他工作物等に立てかけられ、又は針金等で取り付けられているものをいう。
置看板	金属、合成樹脂等の材料を使用して作成されたもので、土地に置いて表示されるものをいう。
のぼり旗	木、合成樹脂等の竿に布等を取り付けて作成されたもので、単独で立てられ、又は建物、工作物及びその他の物件に取り付けられたものをいう。
広告幕	木、金属、合成樹脂等の竿に布を付けたもので、針金等で建築物その他の物件に取り付けられ、その布を利用して表示されるものをいう。
アーチ	道路上空を横断するアーチ状の工作物に広告を表示するものをいう。
アーケード 添加広告物	公共用歩廊に懸架並びに設置されるものをいう。
電柱広告	金属、合成樹脂等の材料を使用して作成されたものを、電柱、街灯柱に巻き付けて表示するもの(巻付広告)及び物件を装置して表示するもの(袖看板)をいう。
車両広告	電車、バスその他の車両の外面を利用して広告内容を表示するものをいう。
アドバルーン	気球を利用して表示するものをいう。なお、アドバルーンについては、自家用広告物の扱いはしない。
サインポール	標識柱(道路標識柱を除く。)を利用して、それに付帯する形で表示されるものをいう。